

事 務 連 絡

平成 29 年（2017 年）8 月 28 日

学 校 長 様

札幌市教育委員会

教育課程担当課長 廣 川 雅 之

平成 29 年度主権者教育アドバイザー派遣制度について

標記のアドバイザー派遣制度の開始及び活用について、総務省自治行政局選挙管理課長から周知の依頼があった旨、札幌市選挙管理委員会並びに北海道選挙管理委員会から連絡がありました。

総務省では、平成 23 年度に公表された「常時啓発事業のあり方等研究会」最終報告書に基づき、主権者教育の推進に努めるとともに、平成 28 年に「『主権者教育の推進に関する有識者会議』とりまとめ」で示された更なる主権者教育の充実が必要との提言等を踏まえ、主権者教育に関して豊かな知識を持つ方を「主権者教育アドバイザー」として、地方公共団体に派遣する制度を平成 29 年 8 月 15 日からスタートさせ、地域における主権者教育を推進することといたしました。

つきましては、派遣要項等を送付いたしますので、貴校教職員へ周知くださいますとともに、本制度の積極的な活用により主権者教育の充実を図られるようお願いいたします。

なお、本アドバイザー派遣を希望する場合は、各学校から直接、運営事務局（（公財）明るい選挙推進協会（連絡先 cyousakouhou@akaruisenkyo.or.jp））宛て事前相談の上、下記の北海道選挙管理委員会事務局へ派遣申請書を提出することとなっておりますので、別添の派遣手順等を参照の上、手続きを進めていただきますよう併せてお願いいたします。

記

派遣申請書提出先

北海道選挙管理委員会事務局

TEL011-204-5153（内線 6-210-23-518）

担当 若井（E-mail:wakai.tsugumi@pref.hokkaido.lg.jp）

（担当 高等学校担当係 幸丸 TEL 211-3891）

主権者教育に関するアドバイザー派遣要綱

平成29年8月15日

総務省選挙部管理課

(目的)

第1条 本要綱は、主権者教育の実施を推進するため、主権者教育に関する知見、ノウハウ等を有する専門家として委嘱を受けた者（主権者教育アドバイザー（以下「アドバイザー」という。））を都道府県及び市町村（主権者教育の事務を処理する一部事務組合等を含む。以下「地方公共団体」という。）等に派遣するために必要な事項を定めるものとする。

(事業主体)

第2条 主権者教育アドバイザー派遣事業（以下「本事業」という。）は、総務省及び公益財団法人明るい選挙推進協会が共同して行うこととし、派遣に係る運営事務局は、公益財団法人明るい選挙推進協会（以下「運営事務局」という。）に置くこととする。

(派遣の対象)

第3条 本事業は、地方公共団体の選挙管理委員会、教育委員会、その他教育機関を所管する部署及び教育機関等からの要請に対して、アドバイザーの派遣を行う。

(業務内容)

第4条 アドバイザーは、主権者教育の取組に対し、指導助言及び講義等を行うものとし、その内容は、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 主権者教育推進方策に係る指導助言
- (2) 学校の出前授業における講義
- (3) 選挙管理委員会職員、教職員等に対する研修会等の講義
- (4) 主権者教育に関するシンポジウム等における講演
- (5) 主権者教育に関するワークショップ等におけるコーディネート
- (6) その他要望に応じた取組への支援等

(派遣の内示)

第5条 アドバイザーの派遣を希望する団体（以下「実施団体」という。）は、運営事務局に「主権者教育アドバイザー派遣事前申請書（事前相談用様式）」を提出する。運営事務局は、内容を確認し、派遣の対象となるアドバイザー及び実施団体と日程の調整等を行った上で、実施団体に内示する。

(派遣申請)

第6条 実施団体は、内示後、派遣希望日の原則1ヶ月前までに、「主権者教育アドバイザー派遣申請書(様式1)」を総務省に申請する。都道府県選挙管理委員会以外の団体が派遣を希望する場合には、都道府県選挙管理委員会を通じて申請する。

(派遣決定)

第7条 総務省は、運営事務局に確認の上、派遣の決定を通知する。都道府県選挙管理委員会以外の団体が派遣を希望している場合には、都道府県選挙管理委員会を通じて通知する。

(報告)

第8条 実施団体は、派遣実施後、2週間以内に事業の成果に関する報告書を「主権者教育アドバイザー派遣報告書(様式2)」により作成し、総務省に提出する。都道府県選挙管理委員会以外の団体が派遣を希望している場合には、都道府県選挙管理委員会を通じて提出する。

(アドバイザーの選定及び委嘱)

第9条 アドバイザーの選定については、主権者教育に関して一定の知識又は経験を有する者の中から地方公共団体の推薦その他の方法により総務省が決定し、委嘱を行う。

- 2 総務省は、選任されたアドバイザーに対し、委嘱状を交付する。
- 3 アドバイザーの任期は、総務省が委嘱した日から当該日の属する年度の末日までとする。ただし、再委嘱を妨げない。

(謝金及び旅費)

第10条 総務省は、予算の範囲内において、派遣事業に係る謝金及び旅費をアドバイザーに支払う。

(長期的な展望を持った計画の策定における配慮)

第11条 長期的な展望を持った計画(以下「長期的計画」という。)の策定及び長期的計画に基づいて実施する事業について、本事業を行う場合、総務省が直接アドバイザーを選定し、派遣することが出来るものとする。

- 2 前項により本事業を実施する場合は、他の支援事業(「主権者教育」普及実践事業等)においても配慮するものとする。

(守秘義務)

第12条 アドバイザーは、業務遂行上知り得た秘密を他に漏らしてはならない。アドバイザーを退いた後も同様とする。

(委嘱の取消し)

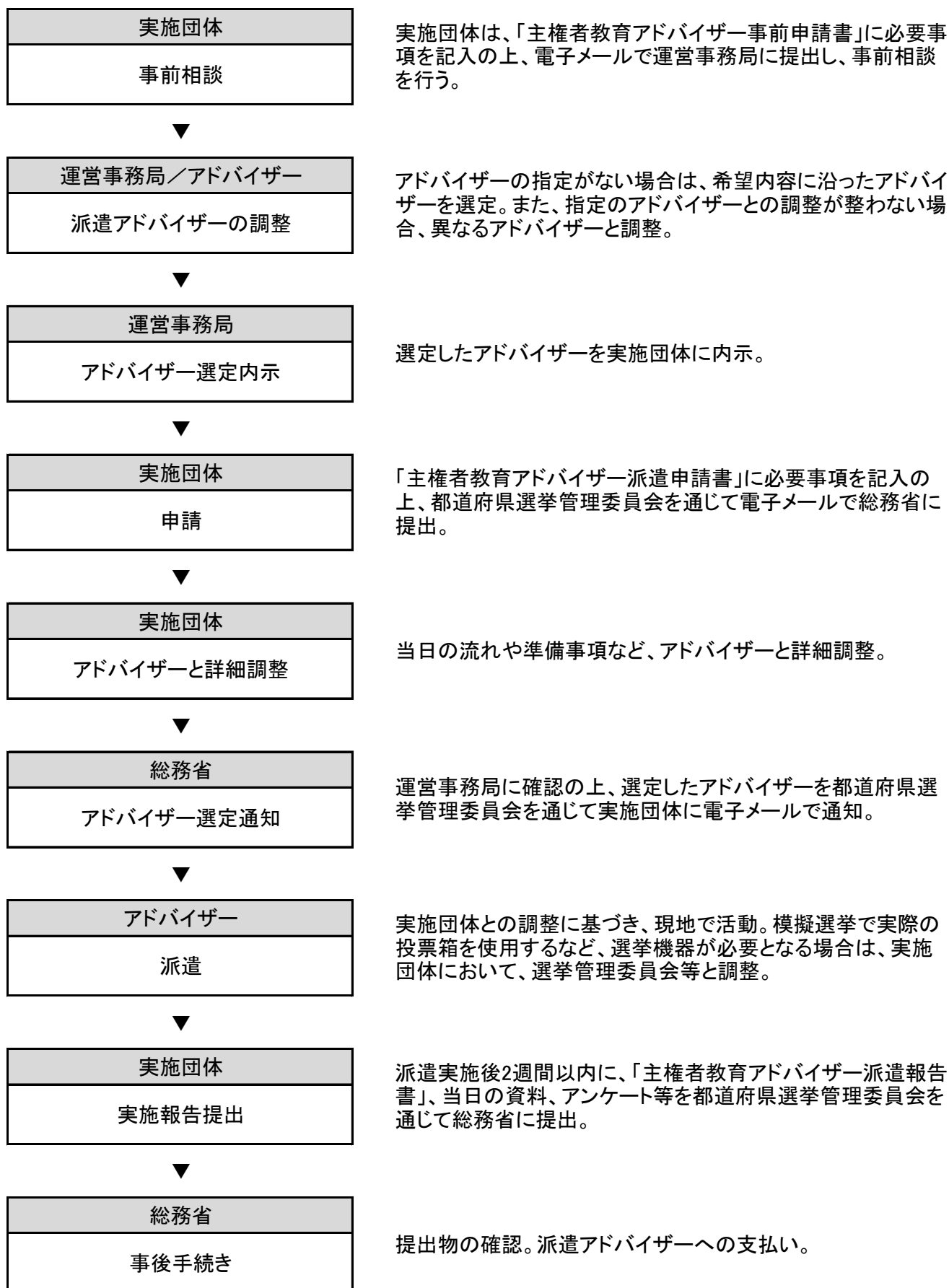
第13条 総務省は、アドバイザーが次の各号のいずれかに該当すると認められる場合において、委嘱を取り消すことができる。

- (1) 業務上知り得た秘密を漏らしたとき。
- (2) 業務の執行を怠ったと認められるとき。
- (3) 業務中に国の派遣者としてふさわしくない行為を行ったと認められるとき。
- (4) その他本事業の目的又は内容を逸脱した行為を行ったと認められるとき。
- (5) 心身の故障のため業務に支障を来すと認められるとき。
- (6) その他総務省が委嘱を取り消す必要があると認めるとき。

(その他必要な事項)

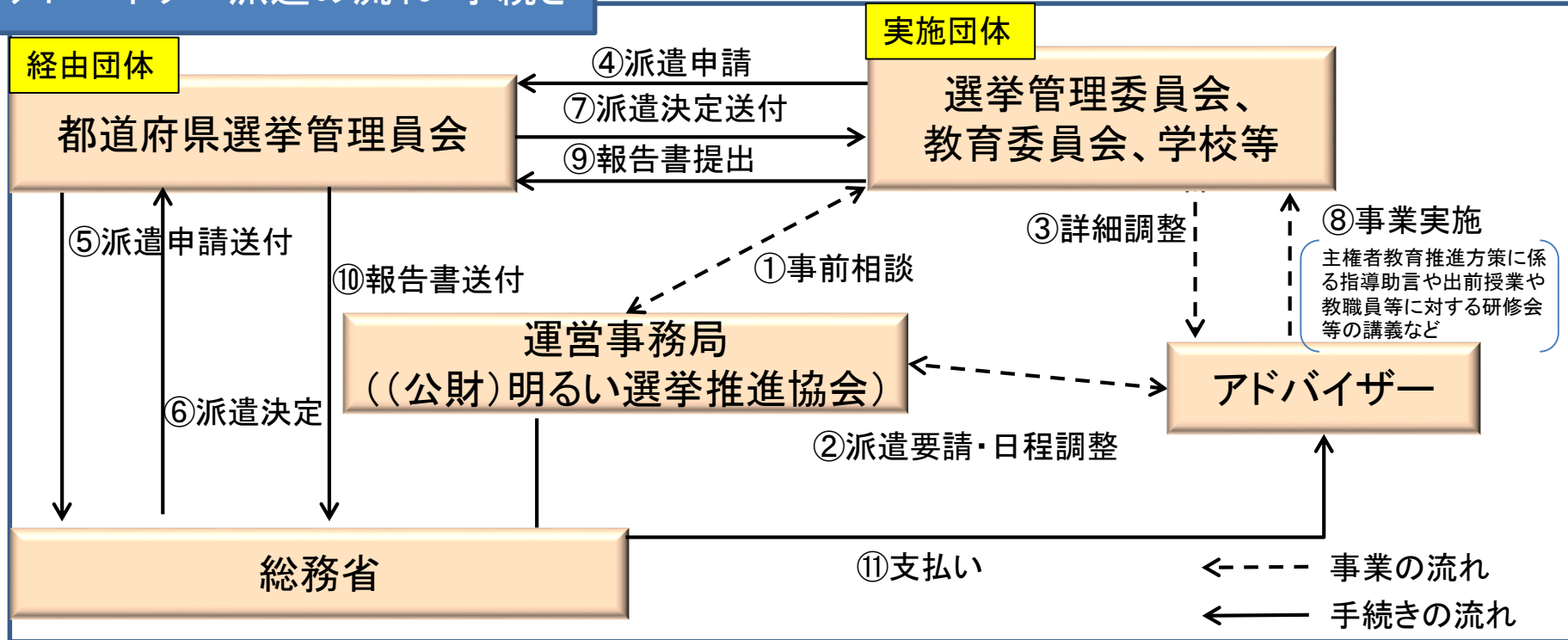
第14条 本件に係る手続き等の庶務については、総務省自治行政局選挙部管理課及び公益財団法人明るい選挙推進協会が行う。

主権者教育アドバイザー派遣手順



「主権者教育アドバイザー」の派遣について

アドバイザー派遣の流れ・手続き



アドバイザー派遣の流れ

- (ア) 明推協は、実施団体からの事前相談を受け、登録されたアドバイザーと派遣について調整。
- (イ) 実施団体は、明推協との事前調整後に都道府県選管を通じて総務省に申請。
- (ウ) 総務省は、明推協に確認の上、派遣決定を都道府県選管を通じて実施団体に通知。
- (エ) 実施団体は、アドバイザーと詳細を調整し、事業を実施。
- (オ) 総務省は、事業終了後、実施団体からの報告書の提出を受け、アドバイザーに対して謝金、旅費の支払い。

「主権者教育アドバイザー」派遣報告書(様式2)

1. 団体情報

選挙管理委員会情報	都道府県名			
	担当部署		担当者名	
	電話番号		E-mail	

※都道府県選挙管理委員会において記入。

以下、申請団体の記入事項。

申請団体情報	申請団体名			
	担当部署		担当者名	
	電話番号		E-mail	

2. 派遣内容

アドバイザー				
日時	(例)・平成29年4月17日(月)15:00~16:30			
派遣場所	会場名			
	住所			
対象者	(例)・高校3年生120名			
実施内容 (具体的に、 詳細に記述 ください)	(例)・高等学校第3学年に対して、政治や選挙の意義に関する講義を行った後、〇〇をテーマにして、実際の投票機材を用いた模擬選挙の実施。			

3. 派遣結果

アンケートの内容と分析結果	
派遣の成果	
要望事項	

※当日の資料、アンケート等の電子データを添付すること。

文 書 番 号
平成29年●月●●日

総務省自治行政局選挙部管理課長 殿

(申請団体)
〇〇県選挙管理委員長

平成29年度「主権者教育アドバイザー」派遣申請について

平成29年度「主権者教育アドバイザー」派遣を下記のとおり申請いたします。

記

1. 日時
2. 場所
3. アドバイザー名
4. 概要

文 書 番 号
平成 2 9 年 ● 月 ● ● 日

総務省自治行政局選挙部管理課長 殿

(申請団体)
〇〇県選挙管理委員長

平成 29 年度「主権者教育アドバイザー」派遣報告について

平成 29 年度「主権者教育アドバイザー」派遣報告書を別添のとおり提出いたします。

主権者教育アドバイザー名簿

氏名	所属役職
安達 宜正	日本放送協会解説委員
小倉 由紀	東京都選挙管理委員会事務局選挙課長
黒崎 洋介	神奈川県立瀬谷西高等学校教諭
桑原 敏典	岡山大学大学院教育学研究科教授
小島 勇人	川崎市選挙管理アドバイザー
杉浦 真理	立命館宇治中学校高等学校教諭
高橋 勝也	東京都立武蔵高等学校・附属中学校主任教諭
中谷 美穂	明治学院大学法学部政治学科准教授
林 大介	一般社団法人日本政治教育センター 代表理事
原田 謙介	NPO法人YouthCreate代表理事
藤井 剛	明治大学文学部特任教授
松本 正生	埼玉大学社会調査研究センター長
渡辺 嘉久	読売新聞編集委員